

## 世羅町手話言語条例

### (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解及び手話の普及、並びに手話を使いやすい環境の整備に関し、基本理念及び施策の推進について定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにすることにより、手話に対する理解及び手話の普及の促進を図ることで、手話を使用しやすい環境を醸成し、もって全ての町民が共に生きる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚に障害のある者のうち、手話を用いて日常生活及び社会生活を営む者をいう。
- (2) 町民 町内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (3) 事業者 町内において事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。

### (基本理念)

第3条 手話に対する理解及び手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者が町民等と手話により相互に意思を伝える権利を有し、その権利が尊重されること。
- (2) ろう者、町民と事業者が相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生することができる地域社会の実現をめざすものとする。

### (町の責務)

第4条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話に対する理解及び手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備に必要な施策を推進するものとする。

### (町民の役割)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、手話及びろう者に対する理解を深め、町が推進する施策に対する協力及び手話を使いやすい地域社会の実現に努めるものとする。

### (事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、手話及びろう者に対する理解を深め、町が推進する施策に対する協力並びにろう者が利用しやすいサービスの提供、及びろう者が働きやすい環境の整備について必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 町は、次に掲げる施策について総合的に推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及の促進に関する施策
- (2) 手話による情報の取得及び提供に関する施策
- (3) 手話を使いやすい環境づくりに関する施策
- (4) 手話による意思疎通及び手話の獲得に関する施策
- (5) 手話を必要とするこどもの手話の習得の支援及び学校教育の場における手話による教育等に関する施策
- (6) 災害時における情報の提供及び意思疎通の支援に関する施策
- (7) 前各項に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために町長が必要と認める施策

2 町は、前項各号に掲げる施策を推進するに当たっては、障害者の福祉に関する計画等との整合性を図るとともに、必要に応じ、ろう者、及び手話を必要とする者、関係団体の意見を聴くものとする。

(財政上の措置)

第8条 町は、手話及び手話言語に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。